

# 畜産とくづく情報

平成22年6月7日

(通算第117号)

問い合わせ先

長野県庁園芸畜産課

電話 026-235-7232

## まだまだ予断を許さない口蹄疫

平成22年4月20日、宮崎県において確認された口蹄疫は、その後拡大を続け、発生が集中している川南町を中心とした地域では、殺処分を前提としたワクチン接種が行われ、今なお懸命な防疫措置が続けられています。また、6月4日には口蹄疫対策特別措置法(概要は裏面)が施行され、口蹄疫対策の新たな法整備がされました。

一方、えびの市を中心とした発生地域では、5月13日を最後に新たな発生がなく、清浄性が確認されたため、6月4日に移動制限区域、搬出制限区域が解除されました。

### 1 農場内への口蹄疫ウイルスの侵入を防ぎましょう。

農場へ入れる家畜、物(車両、畜産物、飼料、器具機材など)、人のチェック。

- ・家畜を導入する場合は、導入元の衛生状況を確認して下さい。

口蹄疫の潜伏期間は、通常5～8日と言われています。家畜の導入時に異常がなくても安心は出来ません。導入後2週間は注意して観察して下さい。

やむを得ず口蹄疫発生地域周辺(九州地域)から導入する場合は、家畜保健衛生所に連絡し、導入後の管理方法等について相談して下さい。

- ・飼料運搬車、家畜運搬車、集乳車等の農場出入り時には、消毒の実施を徹底して下さい。
- ・関係者以外の農場への立入を制限して下さい。
- ・獣医師、家畜人工授精師等も徹底した衛生対策をお願いします。

#### 消毒の徹底

- ・消毒を実施する場所

農場入口(農場に入る前にすべての車両や器具の消毒)・4%炭酸ナトリウム

農場内の外部車両が停車する場所・・・・・・・・消石灰

畜舎出入口の踏み込み槽・・・・・・・・4%炭酸ナトリウム

畜舎周囲・農場外縁部・・・・・・・・消石灰

- ・消毒液等の作り方、使用方法

4%炭酸ナトリウム液・40gの炭酸ナトリウムを1Lの水に溶かす

消石灰・・・・・・・・1㎡当たり0.5～1kg/㎡を目安にホウキなどで広げる

注：紹介した消毒方法は一例です。他にも口蹄疫に有効な消毒薬がありますので、畜産とくづく情報114号(4月28日)を参考にして下さい。

## 2 口蹄疫対策特別措置法の概要

平成22年4月以降に発生が確認された口蹄疫に起因する事態に対処するため、口蹄疫のまん延を防止するとともに、口蹄疫に対処するために要する費用の国の負担、生産者の経営や生活の再建支援等の特別措置を講じるもの。

### (1) 一般車両等の消毒義務

特に対策を強化する必要がある地域として大臣が指定する地域（以下「指定地域」という）で、消毒設備を設置している場所を通行する者に、車両その他の物品の消毒を義務付け。

### (2) 患畜・疑似患畜以外の家畜の予防的殺処分

指定地域内において牛・豚等（患畜及び疑似患畜を除く）を所有する者に、その家畜を殺すよう勧告することができる。

### (3) 死体の焼却又は埋却の支援

指定地域内にある死体の所有者が、死体の焼却又は埋却を求めた場合には、県はその死体を焼却又は埋却するほか、国は、埋却する土地の確保、必要な作業に従事する者の派遣等を行う。

(1)、(2)、(3)の指定地域はそれぞれ農林水産大臣が指定します。

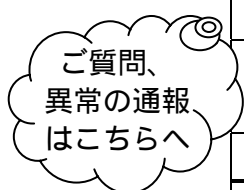
### (4) 無利子融資など家畜の生産者等の経営再建等のための措置

国は、生産者、関連事業者等の経営の安定及びその生活の安定を図るため、必要な資金の無利子の貸付け、施設の整備等に要する費用の助成その他の必要な措置を講ずる。

### (5) その他の規定事項

対策に当たる獣医師の確保、シカ、イノシシ等の野生動物の監視、ねずみ等の駆除、口蹄疫に対処するための費用の国による負担、家畜等の移動等の禁止等により生じた損失の補てん、農業者年金の保険料の免除等の特例、地域再生のための支援、税制上の措置等

公布・施行：平成22年6月4日（平成24年3月31日までの時限立法）



家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439
上田支所	0268-23-1630	松本	0263-47-3223
伊那	0265-72-2782	長野	026-226-0923
県庁園芸畜産課	026-235-7232		

口蹄疫は偶蹄類の伝染病であり、人に感染することはありません